

6月1日は「人権擁護委員の日」

～ひとりで悩まずにご相談ください～

☎生涯学習課人権・同和教育係 ☎0943-32-0093

人権擁護委員の日

日本国憲法施行から間もない昭和23年、憲法の中核となる「基本的人権の尊重」をより十全なものとするため人権擁護局が設置され、昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これを記念し、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員の周知活動や人権尊重の大切さを呼びかけています。

人権擁護委員とは？

市町村の長から推薦を受け、法務大臣から委嘱された民間のボランティアです。地域住民の相談窓口として人権相談に応じるほか、人権尊重の重要性を広める啓発活動などを行っています。

いじめ・虐待などの子どもの人権問題、外国人や障がい者などに対する差別問題、インターネット上での誹謗中傷など、多岐にわたる人権問題に適切に対応するに当たり、人権擁護委員は重要な一翼を担っています。

人権擁護委員の活動

人権擁護委員の活動は、大きく3つに分類されます。

①人権相談活動

法務局の職員と共に、常設の相談所で対面や電話による人権相談に応じています。(出(例を除き、毎日開設しています(相談無料、秘密厳守)。最寄りの常設相談所は「福岡法務局八女支局」です。保健・福祉センター「はなやぎの里」では、年6回「なんでも人権相談」を開催しており、こちらも無料で相談できます。

②人権侵犯に関する調査・救済活動

被害者から「人権を侵害された」という相談を受けた場合、法務局・地方法務局の職員と協力して、人権侵犯事件の調査や処理に携わり、当事者の利害や主張の調整を行い、事案の解決を図っています。

③人権啓発活動

法務局や自治体と協力して、人権に関するさまざまな啓発活動を行っています。

【人権の花運動】

協力して草花を育てることで生命の尊さを実感し、優しさと思いやりの心を体得することを目的とした活動です。福岡県では小学校にひまわりの種を配布し、人権の花として育てています。



【人権教室】

小中学校や保育園などで、手作り紙芝居や人形劇などを行い、相手を大切にする気持ちを育む活動です。

【啓発活動】

・人権啓発新聞「ふれんど」の発行
・「ひろかわ人権フェスタ」への協力
・企業訪問
・人権作文募集 など

「なんでも人権相談」

人権擁護委員による相談です。家庭内の悩みごとや隣近所とのトラブル、いじめ・差別などの相談に応じています(相談無料・秘密厳守)。

〈相談日時〉

6月2日(月)・8月21日(木)・10月16日(木)・12月18日(木)・令和8年2月19日(木)、13:00～16:00

〈場所〉

広川町保健・福祉センター「はなやぎの里」

☎八女人権擁護委員協議会 ☎0943-23-2603

相談窓口

●こどもの人権 110 番 ☎0120-007-110 (通話無料)

●みんなの人権 110 番 ☎0570-003-110

●女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

●インターネット人権相談受付窓口 (QR コード)

受付時間：平日 8:30～17:15 (共通)

